中国の海警侵入は東支那海日本領土内に眠る豊富な海底資源が、狙いである石油だけでも、日本国内の需要を満たす量が眠っている。中共に渡すな !!

尖閣諸島の帰属に関する日本人の見解

尖閣諸島は、第二次世界大戦後に日本の領土を法的に定義した1951年のサンフランシスコ平和条約の第2条に基づいて日本が放棄した領土には含まれていませんでした。

条約第3条に基づき、これらの島々は南成琉球諸島の一部として米国の管理下に置かれました。

尖閣諸島は、1972年に発効した琉球諸島および大東諸島に関する日米協定に基づき、日本に行政権が返還された地域に含まれています。

尖閣諸島は、歴史的かつ一貫して、日本の領土の一部である南成松濤諸島の一部でした。

1885年から、尖閣諸島の調査は、沖縄県の機関やその他の手段を通じて、日本政府によって徹底的に行われてきました。

これらの調査を通じて、尖閣諸島は無人であるだけでなく、中国の清王朝の支配下にあった痕跡も見られなかったことが確認されました。

この確認に基づき、日本政府は1895年1月14日、尖閣諸島を日本の領土に正式に組み込むために島にマーカーを設置することを閣議決定しました。

これらの措置は、国際法（無主地の占領）の下で領土主権を正式に取得するという国際的に認められた手段に従って実施されました。

尖閣諸島は、1895年4月に締結された下関条約第2条に基づき、清王朝から日本に譲渡されたフォルモサ（台湾）およびペスカドーレス諸島の一部ではありません。

尖閣諸島は、第二次世界大戦後に日本の領土を法的に定義した1951年のサンフランシスコ平和条約の第2条に基づいて日本が放棄した領土には含まれていませんでした。

条約第3条に基づき、これらの島々は南成琉球諸島の一部として米国の管理下に置かれました。

尖閣諸島は、1972年に発効した琉球諸島および大東諸島に関する日米協定に基づき、日本に行政権が返還された地域に含まれています。

尖閣諸島は、歴史的かつ一貫して、日本の領土の一部である南成松濤諸島の一部でした。

1885年から、尖閣諸島の調査は、沖縄県の機関やその他の手段を通じて、日本政府によって徹底的に行われてきました。

これらの調査を通じて、尖閣諸島は無人であるだけでなく、中国の清王朝の支配下にあった痕跡も見られなかったことが確認されました。

この確認に基づき、日本政府は1895年1月14日、尖閣諸島を日本の領土に正式に組み込むために島にマーカーを設置することを閣議決定しました。

これらの措置は、国際法（無主地の占領）の下で領土主権を正式に取得するという国際的に認められた手段に従って実施されました。

尖閣諸島は、1895年4月に締結された下関条約第2条に基づき、清王朝から日本に譲渡されたフォルモサ（台湾）およびペスカドーレス諸島の一部ではありません

1884年頃から尖閣諸島周辺で漁業などを営んでいた沖縄県民が島の借地を申請し、1896年に明治政府の

承認を受けた後、これらの島々では、鳥の羽の収集、乾燥したカツオの製造、サンゴの収集、牛の飼育、缶詰の製造、ミネラルリン酸塩グアノ（燃料用の鳥の糞）の収集などの事業を行っていました。

明治政府が尖閣諸島の使用を個人に承認し、その個人がその承認に基づいて上記の事業を公然と運営することができたという事実は、日本の尖閣諸島に対する有効な支配を示しています。

第二次世界大戦前、中央政府と沖縄県政府は尖閣諸島の現地調査などの活動を行っていました。

第二次世界大戦後、尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約第3条に従い、南西松濤の一部として米国の管理下に置かれていたため、日本は、行政権が付与されるまで、島を直接支配することはできませんでした。

1972年5月15日に日本に帰属しました。

しかし、この期間中も、島は日本の領土の一部として残り、唯一の例外を除いて、外国の国家がそれらに対する権利を持っていなかったという島の法的地位がありました。

米国がサンフランシスコ平和条約に基づいて島々に対して行使することを許可された行政権の一部は、琉球諸島の合衆国市民行政および琉球諸島政府による有効な管理を通じて確保された。

歴史的、地理的または地質学的証拠として中国政府および台湾当局によって提起された論点のいずれも、島々に対する彼らの主権を支持する国際法に照らして有効な根拠を提供しません。

さらに、1968年秋に国連機関が実施した調査で尖閣諸島の可能性が示された後、中国政府と台湾当局が尖閣諸島について独自の主張を始めたのは1970年代以降である。

東シナ海に石油資源が存在し、尖閣諸島に注目が集まった。

それまで、彼らは、サンフランシスコ平和条約の第3条に従って、米国が行政権を行使した地域に島々が含まれていたことを含め、いかなる異議も表明していませんでした。

中国はなぜ異議を唱えなかったのか説明したことがない。

当時の長崎共和国領事館から福建省の中国人漁師が巻き込まれた苦痛について送られた1920年5月付けの感謝状には、「尖閣諸島、沖縄県八重山郡、日本帝国」の記述があります。

尖閣諸島周辺は、1953年1月8日付けの人民日報の記事「琉球諸島の人々の米国占領との戦い」は、琉球諸島が尖閣諸島を含む7つの島々からなることを明らかにした。

さらに、1958年に中国の地図発行会社が発行した世界地図コレクション（1960年に再版）には、尖閣諸島が「尖閣諸島」として明確に記述されており、沖縄の一部として扱われています。

日本は1885年から徹底的な調査を行った後、これらの島々が無人であるだけでなく、中国を含むどの州の支配下にあった痕跡も示さないことを注意深く確認しながら、これらの島々を沖縄県に組み入れました。

中国政府または台湾当局が歴史的、地理的または地理的根拠として提示した議論はいずれも、尖閣諸島に対する中国の領土主権の主張を支持する国際法の下での有効な証拠ではありません。

たとえば、国際法の下では、島の発見や地理的な近接性だけでは、領土主権の主張を証明するものではありません。

最近、中国は、中国に存在する多くの歴史的文書や地図に基づいて、尖閣諸島を歴史的に所有していた（つまり、無主地ではなかった）と主張しています。

しかし、これらの文書の内容は、これらの元の文書を調べたときの中国の主張を裏付ける証拠としては完全に不十分です。具体的には、中国は次のように主張している：明宮からの皇帝の称号を授与する使節である陳漢によって書かれた琉球への皇帝の称号を授与する使節の記録（Shi Liu Qiu Lu）（1534）ディアオユユウ、ファンマオユウ、チユウ…そして琉球の地が始まるグミ山が見えてきます」そして「グミ山」は現在の久米島であるため、西に位置する尖閣諸島を意味します。

久米島は中国の領土でした。

中国はまた、彼の著書「チョンシャン（チョンシャンチュアンシンルー）からのメッセージの記録」（1719年）の中で、徐宝光は次のように述べていると主張している。

亀尾は琉球の南西の国境を守る山であり、久米島の西側は中国に属していたと主張する根拠でもある。

中国はまた、胡宗憲が編集した海上安全保障に関する図解大要（Chou Hai Tu Bian）（1561）が、「沿岸山と砂の地図」（Yan Hai Shan Sha Tu）に尖閣諸島を含んでいたことを主張している。

島々のグループは、明宮の沿岸防御の管轄に組み込まれました。

しかし、この本は、これらの島々のグループが明宮の沿岸防御内にあったかどうかについては明確ではありません。

尖閣諸島がその地図に印刷されたという事実は、それらが当時中国の領土と一般に見なされていたことを意味するものではありません。

むしろ、日本の調査では、20世紀以降、1950年代から1960年代にかけて、中国が尖閣諸島を日本の領土として認識してきたことを示す例の存在が確認されました。

1950年代以降、米軍は尖閣諸島（大正島と久場島）の一部を発砲・爆撃の範囲に使用し、島は米国の管理下にあったが、中国がこれまでに持っていた記録はない。

その期間中にそれに抗議した。

1920年5月に長崎の中華民国領事館から送られた尖閣周辺の苦痛に関する感謝状には、「尖閣諸島、沖縄県八重山郡、日本帝国」の記述があります。

長崎県の中国人漁師が関わった島々。

1953年1月8日付けの人民日報の記事「琉球諸島の米国占領に対する人々の戦い」は、琉球諸島は尖閣諸島を含む7つの島のグループで構成されていると書いている。

さらに、1958年に中国の地図発行会社が発行した「世界地図コレクション」（1960年に再版）は、尖閣諸島を「尖閣諸島」として明確に識別し、沖縄の一部として扱った。

地図の意図された目的と地図の編集者はさまざまであり、地図の存在自体は領土主権の主張を証明するものではありません。

1885年から、日本政府は沖縄県の機関やその他の方法で尖閣諸島の調査を徹底的に実施しました。

これらの調査を通じて、尖閣諸島は無人であるだけでなく、中国の清王朝の支配下にあった痕跡がないことが確認されました。

この確認に基づき、日本政府は1895年1月14日、尖閣諸島を日本の領土に正式に組み込むために島にマーカーを設置することを閣議決定しました。

その間、中国がその主張を裏付ける例の一つとして引用している林子平による三国の図解概要（1785）の地図は、それが当時の領土の認識を引き出すことを意図したものであったかどうかについて明確ではありません。

そもそも、地図に写っている台湾の大きさは沖縄本島の約3分の1しかないなど、正確な知識を証明するものではありません。

下関条約は、フォルモサ島と中国清王朝によって日本に譲渡されたフォルモサに属するまたは属する島々の地理的限界を明確に定義していませんが、交渉の歴史（またはその他）には尖閣諸島の解釈を支持するものはありません島々は、フォルモサ島と、条約第2b条に付随または属する島々に含まれます。

さらに、日本は日清戦争前の1885年から、中国の清王朝を含むどの国も尖閣諸島を支配していないことを注意深く確認しながら、尖閣諸島を正式に日本の領土に組み込む準備をすでに行っていた。

下関条約締結前の1895年1月の内閣決定を受けて、日本政府は尖閣諸島を沖縄県に編入し、一貫して沖縄県の一部として扱い、管轄区域としては扱わなかった。

日清戦争後に日本に譲渡された台湾総督。

これらの事実は、日清戦争の前後の両方で、日本政府が尖閣諸島を台湾の島または台湾の島に属するまたは属する島の一部と見なしたり扱ったりしたことがないことを明らかにしています。

中国の清王朝の一部。

このように、尖閣諸島は下関条約の下で行われた割譲の一部ではあり得なかったことは明らかです。

さらに、1952年の日中平和条約において、日本はサンフランシスコ平和条約第2条に基づき、台湾、澎湖諸島およびその他の島々に対するすべての権利、権原および主張を放棄したことが認められた。

しかし、上記のような背景から、日中平和条約交渉の過程で尖閣諸島の領土主権についての議論は全くありませんでした。

これは、尖閣諸島がそれ以前から日本の領土であったことを正当な前提と考えていたことを意味します。

1885年の外務大臣の書簡は、島が法人化されるまでの過程の1つの文書を構成しており、清王朝の態度に言及していることは事実です。

しかし、清王朝が尖閣諸島を領土として保持していたことを日本政府が認めたと解釈することは不可能です。

むしろ、この文書は、尖閣諸島が清王朝に属していないという前提で、日本がどのように法人化の過程を慎重かつ慎重に進めたかを示しています。

外務大臣が現地調査を支持したという事実は、日本が尖閣諸島を清王朝の領土と見なしていなかったことを明確に示しています。

さらに、1885年の外務大臣への手紙の中で、内務大臣は、尖閣諸島が清王朝の支配下にあった痕跡を示さなかったと述べた。

1885年以降、尖閣諸島の調査は、沖縄県の機関やその他の方法を通じて、日本政府によって徹底的に行われてきました。

これらの調査を通じて、尖閣諸島は無人であるだけでなく、中国の清王朝の支配下にあった痕跡がないこと

が確認されました。

日中戦争前の領土統合に向けた日本の準備に関するその他の重要な事実は次のとおりです。

1885年9月22日と11月5日に沖縄県知事が内務大臣に提出した報告によると、尖閣の調査1885年10月下旬に尖閣諸島からチャーターされた出雲丸に乗って巡回船による調査を含む内務省の命令により沖縄県が島嶼を実施し、その後中央政府に報告書を提出した。

1887年の軍艦「金剛」の出港記録は、同年6月に奈波から尖閣諸島に向けて、加藤海軍中尉（水路調査団長）と共に出航した。

船内の部門。『日本水路誌』（1894年発行）などには、加藤中尉の1887年と1888年の実験記録（現地調査による記録）をもとに、魚栗島などの概要が掲載されています。

1895年の内閣決定が公表されなかったのは事実であるが、当時の内閣決定は一般に公表されていたと理解されている。

前述の閣議決定後、日本は尖閣諸島の主権を公然と行使し、中央政府と沖縄県政府による土地借用の請願と現地調査の許可の発行を含め、日本が島々の主権を持っています。

国際法の下では、無主地を占領する政府の意図を他の国に通知する義務はありません。

カイロ宣言とポツダム宣言は、連合国の戦後の基本的な和解政策を規定した文書でした。中華民国を含む連合国が、これらの宣言のカイロ宣言で述べられているように、尖閣諸島が「フォルモサ（台湾）に属する島々」に含まれることを認めたことを示す証拠はありません。

いずれにせよ、戦争の結果としての領土の処分は、最終的には平和条約などの国際協定によって解決されます。

第二次世界大戦の場合、サンフランシスコ平和条約は、戦後の日本の領土を法的に定義しました。

カイロ宣言もポツダム宣言も、日本の領土の扱いに関して最終的な法的有効性はありませんでした。

サンフランシスコ平和条約第2条に従い、日本は、日中戦争後に中国に譲渡されたフォルモサ（台湾）と澎湖諸島に対する領土主権を放棄した。

しかし、尖閣諸島は、条約で述べられているように「フォルモサとペスカドーレス」には含まれていませんでした。

これは、サンフランシスコ平和条約第3条に基づき、米国が実際に尖閣諸島の行政権を南成松濤諸島の一部として行使したためです。

また、1972年に沖縄が日本に返還されたときに行政権が日本に返還された地域にも明示的に含まれています。

サンフランシスコ平和条約が締結されたとき、尖閣諸島は日本の領土として残されました。

しかし、関係する主要な連合国、つまり米国、英国、フランス、中国（中華民国および中華人民共和国）はいずれも異議を唱えませんでした。

むしろ、「人民の戦い」と題された人民日報の記事で1953年1月8日付けの「琉球諸島における米国の占領に反対する」で、中国は、カイロ宣言またはポツダム宣言のいずれにおいても、地元の人々の意志に反して、琉球諸島を占領することが決定されなかったとして米国を批判した。

記事によると、琉球諸島は尖閣諸島を含む7つの島々で構成されており、尖閣諸島は琉球諸島の一部であると認められています。

中国はサンフランシスコ平和条約に署名していませんでしたが、日本は中華民国（台湾）と日中平和条約に署名し、その後、日本は中国政府として承認されました。

日中平和条約は、サンフランシスコ平和条約第2条に従い、日本が台湾、澎湖諸島などに対するすべての権利、権原、主張を放棄したことを承認したが、この条約の交渉の過程で尖閣諸島日本の領土としての地位が手つかずのままであった島々は、決して議論に持ち込まれませんでした。

これが意味することは、尖閣諸島がそれ以前から日本の領土であったことは正当な前提であると考えられていたということです。

その後、日本は中国政府として認めました。

日中平和条約は、サンフランシスコ平和条約第2条に従い、日本が台湾、澎湖諸島などに対するすべての権利、権原、主張を放棄したことを承認したが、この条約の交渉の過程で尖閣諸島日本の領土として位が手つかずのままであった島々は、決して議論に持ち込まれませんでした。

これが意味することは、尖閣諸島がそれ以前から日本の領土であったことは正当な前提であると考えられていたということです。

その後、日本は中国政府として認めました。

日中平和条約は、サンフランシスコ平和条約第2条に従い、日本が台湾、澎湖諸島などに対するすべての権利、権原、主張を放棄したことを承認したが、この条約の交渉の過程で尖閣諸島日本の領土としての地位が手つかずのままであった島々は、決して議論に持ち込まれませんでした。

これが意味することは、尖閣諸島がそれ以前から日本の領土であったことは正当な前提であると考えられていたということです。

日本の領土としての地位が手つかずのままにされた彼らは、議論のために取り上げられることはありませんでした。

これが意味することは、尖閣諸島がそれ以前から日本の領土であったことは正当な前提であると考えられていたということです。

日本の領土としての地位が手つかずのままにされた彼らは、議論のために取り上げられることはありませんでした。

これが意味することは、尖閣諸島がそれ以前から日本の領土であったことは正当な前提であると考えられていたということです。

1968年秋に国連機関が東シナ海に石油資源が存在する可能性を指摘した調査の結果、尖閣諸島に注目が集まった。

中国政府と台湾の当局が独自の主張をし始めたのは1970年代になってからでした。

それ以前は、尖閣諸島がサンフランシスコ平和条約第3条に従って米国の管理下に置かれた地域に含まれているという事実に異議を唱えたことはありませんでした。

中国政府は、なぜこの事実に異議を唱えなかったのかを明確に説明したことはありません。

サンフランシスコ平和条約締結後の尖閣諸島の扱いは国際的に知られており、中華人民共和国は当時これ

を知らなかったとは決して言えません。

実際、1953年1月8日付けの中国共産党の機関である人民日報の「琉球諸島の人々の米国占領との戦い」という見出しの記事には、琉球の中に尖閣諸島が明示的に含まれていました。

アメリカ合衆国の管理下にあった島々。その後、中華人民共和国は、1970年代まで、サンフランシスコ平和条約の第3条に従って米国の管理下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれていたという事実に異議を唱えま　せんでした。中国はなぜ反対しなかったのか全く説明していない。

日本が尖閣諸島の主権を獲得したことは、第二次世界大戦とは何の関係もありません。

第二次世界大戦後に日本の領土を法的に定義したサンフランシスコ平和条約および関連条約は、尖閣諸島が日本の領土の一部であるという前提でそうしました。

サンフランシスコ平和条約に基づいて決定が下される前は、中国も台湾も尖閣諸島の主権を主張していませんでした。

しかし、1968年秋に東シナ海に石油資源が存在する可能性を示唆する学術調査を受けて尖閣諸島が注目を集めるようになると、中国政府と台湾当局は領土主権について独自の主張をし始めた。

1970年代に尖閣諸島を越えて。さらに、中国は自らの主張を正当化するために、第二次世界大戦後の国際的枠組みを日本が歪めているかのように、「第二次世界大戦の結果」について突然議論し始めた。

しかし、日本に関する第二次世界大戦の結果を決定したまさに国際的な枠組みであるサンフランシスコ平和条約に基づく決定に反対することにより、戦後の国際秩序に重大な挑戦をもたらすのは中国の行動である。

さらに、意見の違いを過去の戦争に容易に帰する態度は、問題の本質からの回避行為です。そのような態度は、納得がいかないだけでなく、非常に逆効果であると私たちは考えています。

実際、中国側は、2008年5月に日中首脳が署名した日中共同声明の中で、「日本の平和な国の道の一貫した追求と日本の平和と安定への貢献に対する肯定的な評価」を表明した。

戦争以来60年以上にわたって平和的な手段を通じて世界の中国は、「第二次世界大戦の結果」について議論するだけで、平和を愛する国として戦後半世紀を過ごした日本の正当な主張を否定することも、尖閣諸島に関する独自の主張を正当化することもできません。

歴史的事実に照らして、そして国際法に基づいて、尖閣諸島が日本の領土の固有の部分であることは疑いの余地がありません。

確かに、尖閣諸島は日本の有効な支配下にあります。

そもそも尖閣諸島に関しては、領土主権の問題はありません。

上記の日本の立場は一貫しており、尖閣諸島に関する「棚上げ」または「現状維持」について中国側と合意があったというのは事実ではない。これは、二国間外交正常化の際に開催された日中首脳会談の公表された記録に明確に示されている。

日本はその立場を中国側にはっきりと何度も指摘している。

第二次世界大戦の終結以来、尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約の第3条に従い、南成松濤諸島の一部としてアメリカ合衆国の管理下に置かれました。

1972年に琉球諸島と大東諸島に関する日米協定（沖縄返還協定）が発効し、尖閣諸島の行政権は日本に返還されました。

ダレス国務長官がサンフランシスコ平和会議で発表した声明や、1957年6月21日に発行された岸首相とアイゼンハワー米国大統領の合同コミュニケで明確に示されているように、米国政府は日本の「残された主権」を認めた。

さらに、日米相互協力安全保障条約（日米安全保障条約）第5条の適用に関連して、米国政府は尖閣諸島が1972年の沖縄返還の一環として日本に返還されて以来の日本政府の政権と、日米安全保障条約が尖閣諸島に適用されること。

尖閣諸島の一部である久場島と大正島については、中国が尖閣諸島の主権を主張し始めたものの、尖閣諸島については、施設・地域としての地位に変化はありません。

1972年に沖縄復帰協定が発効して以来、日米軍の地位協定の下で日本から米国に提供されてきた日本国内。

上記に加えて、以下の事実を指摘することができます。

台湾からの漁師が尖閣諸島周辺の領土に頻繁に侵入し、不法に上陸したため、外務省は1968年8月3日、米国大使に口上書を送付し、要請を行った。

米国政府は、侵入者を管理および規制し、侵入の再発を防ぐために必要な措置を講じること。米国側は、侵入者の追放などの措置が取られたと回答した。

中央情報局が1971年に作成し、2007年に公開が承認された秘密諜報報告書には、尖閣諸島は一般に琉球諸島の大規模なチェーンの一部と見なされている」、「日本人は主権を主張している」と述べられています

尖閣諸島は強力であり、所有権の証明の負担は中国人にかかっているように思われるでしょう。

歴史的事実に照らし、国際法に基づいて、尖閣諸島が日本の領土の固有の部分であることは間違いありません。

確かに、それらの島々は日本政府の有効な管理下にあります。

尖閣諸島に関しては、解決すべき領土主権の問題はありません。

日本政府による尖閣3島の所有権の取得は、他の国や地域との問題を引き起こすことはありません。

一方、中国政府が尖閣諸島に対して独自の主張をしているのは事実です。

日本はそのような主張に同意しませんが、日本政府は、最近の所有権移転は尖閣諸島を長期的に平和的かつ安定的に維持および管理することを目的としていること、および譲渡は、1932年まで所有権が残っていた民間人から政府に所有権を返還することに他なりません。

日本政府は、東アジアの平和と安定に責任を共有する国として、中国人に引き続き呼びかけます。両国間の全体的な関係を見失うことなく冷静に行動する側。

中国各地で激しい反日デモが行われ、日本の外交使節団に岩や破片を投げつけたり、日本人を傷つけたり、日本企業の施設に火をつけたり、損害を与えたり、略奪したりしたことは、非常に残念なことです。

施設。理由の如何を問わず、暴力行為は決して許されてはならず、意見の相違に起因する不満は平和的に表現されなければなりません。

日本は中国に対し、日本の市民と企業の安全を確保し、日本の企業が被った損害を適切に補償するよう求めています。

==========

日本關於尖閣諸島歸屬的主張

尖閣諸島是 1951 年舊金山和平條約中的第一個，該條約在二戰後合法地界定了日本的領土。
它不包括在日本根據第二條放棄的領土內。

根據公約第 3 條，這些島嶼作為南琉球群島的一部分置於美國的控制之下。

尖閣諸島根據 1972 年生效的《日美琉球群島和大東群島協定》，將行政權力交還給日本。
包含在退貨區。

尖閣諸島在歷史上一直是日本領土南西松島的一部分。

自 1885 年以來，日本政府通過沖繩縣機關等方式徹底開展了尖閣諸島的調查。
它一直。

通過這些調查，不僅尖閣諸島無人居住，在中國也沒有被清朝控制的痕跡。
確認是好的。

基於這一確認，日本政府於 1895 年 1 月 14 日在島上啟動，正式將尖閣諸島併入日本領土。
-內閣已決定安裝汽車。

這些措施是國際公認的根據國際法正式獲得領土主權的手段（佔領無主地）。
是按照規定進行的。

根據 1895 年 4 月簽訂的《馬關條約》第 2 條，尖閣諸島從清朝移交給日本。
台灣），不屬於澎湖列島。

尖閣諸島是 1951 年舊金山和平條約的第二個，該條約在二戰後合法地界定了日本的領土。
它不包括在日本根據條約放棄的領土範圍內。

根據公約第 3 條，這些島嶼作為南琉球群島的一部分置於美國的控制之下。

尖閣諸島根據 1972 年生效的《日美琉球群島和大東群島協定》，將行政權力交還給日本。
包含在退貨區。

尖閣諸島在歷史上一直是日本領土南西松島的一部分。

自 1885 年以來，日本政府通過沖繩縣機關等方式徹底開展了尖閣諸島的調查。
它一直。

通過這些調查，不僅尖閣諸島無人居住，在中國也沒有被清朝控制的痕跡。
確認是好的。

基於這一確認，日本政府於 1895 年 1 月 14 日在島上啟動，正式將尖閣諸島併入日本領土。
-內閣已決定安裝汽車。

這些措施是國際公認的根據國際法正式獲得領土主權的手段（佔領無主地）。
是按照規定進行的。

根據 1895 年 4 月簽訂的《馬關條約》第 2 條，尖閣諸島從清朝移交給日本。
台灣），不屬於澎湖列島

從 1884 年左右開始在尖閣諸島附近捕魚的沖繩人申請租用島上的土地，1896 年明治政府
經批准後，這些島嶼收集鳥類羽毛、生產鰹魚乾、收集珊瑚、飼養牛和罐頭。
我們從事諸如製造填料和收集礦物磷酸鹽鳥糞（用作燃料的鳥糞）等業務。

明治政府批准個人使用尖閣諸島，個人根據批准公開經營上述業務。
有可能的事實表明日本對尖閣諸島的有效控制。

二戰前，中央政府和沖繩縣政府都在進行尖閣諸島的實地調查等活動。

二戰後，根據舊金山和約第三條，尖閣諸島成為西南宋朝的一部分。
由於其控制權，日本在獲得行政權力之前無法直接控制該島。
稻田。

他於 1972 年 5 月 15 日屬於日本。

然而，在此期間，這些島嶼仍然是日本領土的一部分，唯一的例外是外國反對。
島上有他無權享有的法律地位。

根據舊金山和平條約，美國被允許對這些島嶼行使的一些行政權力是琉球。
它是通過美國公民管理局和琉球群島政府的有效控制獲得的。

中國政府和台灣當局提出的任何作為歷史、地理或地質證據的問題，
鑑於國際法支持他們對這些島嶼的主權，它沒有提供有效的依據。

此外，在 1968 年秋天由聯合國機構進行的一項調查顯示尖閣諸島的可能性後，中國政府和台灣當局
直到 1970 年代，他才開始對尖閣諸島提出自己的主張。

東海蘊藏石油資源，尖閣諸島備受矚目。

在此之前，它們包括美國根據《舊金山和平條約》第 3 條行使行政權的地區的島嶼。
他沒有表示任何反對意見，包括那些很少見的反對意見。

中國從未解釋為什麼不反對。

日期為 1920 年 5 月，由當時的長崎共和國領事館寄來，講述一名中國漁民在福建省的痛苦。
感謝信包括“日本帝國沖繩縣八重山區尖閣諸島”的描述。

尖閣諸島周邊，1953年1月8日的《人民日報》《與琉球群島人民抗爭美國占領》一文在琉球。
據透露，該群島由包括尖閣諸島在內的七個島嶼組成。

此外，尖閣諸島被列入1958年中國地圖出版公司出版的《世界地圖集》（1960年重印）。
它被明確描述為“尖閣諸島”，並被視為沖繩的一部分。

經過日本自1885年以來的徹底調查，這些島嶼不僅無人居住，而且在任何國家，包括中國。
我們將這些島嶼併入沖繩縣，仔細確認它們沒有顯示出任何控制的痕跡。

中國政府或台灣當局提出的任何歷史、地理或地理依據的討論都是尖閣諸島。
根據國際法，這不是支持中國主張領土主權的有效證據。

例如，根據國際法，僅發現一個島嶼或其地理鄰近性並不能證明對領土主權的要求。
我不。

最近，根據中國存在的許多歷史文獻和地圖，中國在歷史上擁有尖閣諸島（

換句話說，它不是無主地）。

但是，在審查這些原始文件時，這些文件的內容是支持中方主張的完整證據。
是不足夠的。具體而言，中國堅持認為：授命於明古是天子的使命。
汝臣漢（史六秋錄）（1534）所著《琉球封帝令記》
U、方茂宇、池宇……還有琉球之地的起點龜尾山。”而“龜尾山”就是現在的久米島。
因此，它指的是位於西部的尖閣諸島。

久米島是中國的領土。

中國也在他的著作“記錄全心的信息”（1719）中。
因此，徐寶三聲稱他陳述如下。

龜尾是保護琉球西南邊陲的山，也是聲稱久米島西側屬於中國的依據。

中國還在胡宗憲主編的《海洋安全圖鑑》（1561）中寫下了“沿海山脈”。
它聲稱已將尖閣諸島列入“沙圖”（燕海山沙圖）。

該島群已納入妙宮海防管轄。

然而，這本書並不清楚這些島嶼群是否在妙宮的海防範圍內。
不是。

尖閣諸島被印在地圖上的事實意味著它們在當時普遍被視為中國領土。
這不是什麼味道。

相反，根據日本的一項調查，中國在 20 世紀至 1950 年代和 1960 年代期間將尖閣諸島列為日本領土。
確認有一個例子表明它已被識別。

自 1950 年代以來，美軍利用尖閣諸島的部分地區（大正和久馬）進行射擊和轟炸，這些島嶼都在美國的控制之下。
它在下面，但沒有中國曾經有過的記錄。

在那段時間裡，我對此提出了抗議。

1920年5月，中華民國駐長崎領事館對尖閣諸島周圍的痛苦表示感謝信說：“沖繩尖閣諸島。
有“日本帝國八重山郡”的描述。

長崎中國漁民參與的島嶼。

人民日報1953年1月8日發表的《人民反對美國占領琉球群島》一文稱，琉球群島即尖閣諸島。
據記載，它由包括該島在內的七個島嶼組成。

此外，1958年中國地圖出版公司出版的《世界地圖集》（1960年再版）將尖閣諸島描述為“
它被明確標識為“尖閣諸島”，並被視為沖繩的一部分。

地圖的預期用途和地圖的編輯者各不相同，地圖本身的存在證明了領土主權的主張。
它不是。

1885年以來，日本政府通過沖繩縣機關等手段，對尖閣諸島進行了徹底的調查。

通過這些調查，不僅尖閣諸島無人居住，而且沒有任何證據表明它們在中國清朝的控制之下。
已經被證實。

基於這一確認，日本政府於 1895 年 1 月 14 日在島上啟動，正式將尖閣諸島併入日本領土。

-內閣已決定安裝汽車。

與此同時，林世平的《三國圖鑑》（1785年）的土地，中國將其作為支持其主張的例子之一。
該數字尚不清楚它是否旨在引起人們對當時領土的認識。
唔。

首先，地圖上顯示的台灣面積只有沖繩本島的三分之一左右，這證明了準確的知識。
不是。

《馬關條約》規定了由中國清朝轉讓給日本的台灣諸島以及屬於或屬於台灣的諸島。
沒有明確界定其地域界限，但支持尖閣諸島在談判史上（或其他）的解釋。
虛無的島嶼包括在福爾摩沙，以及附屬或屬於公約第 2b 條的島嶼。

此外，需要注意的是，自1885年以來，在甲午戰爭之前，包括中國清朝在內的任何國家都沒有控製過尖閣諸島。
得到熱情的確認後，他已經準備將尖閣諸島正式納入日本領土。

在《馬關條約》締結前的 1895 年 1 月內閣決定之後，日本政府將尖閣諸島併入沖繩縣，並始終保持在近海。
被視為 Nawa 縣的一部分，而不是一個管轄區。

中日戰爭後，台灣總督調任日本。

這些事實在中日戰爭前後都是真實的，直到日本政府將尖閣諸島歸屬為台灣島或台灣島。
它表明它從未被視為或視為其所屬島嶼的一部分。

中國清朝的一部分。

因此，很明顯尖閣諸島不可能是根據《馬關條約》作出的割讓的一部分。

再者，在1952年的日中和約中，日本依據舊金山和約第2條，台灣與澎湖。
人們承認，他放棄了對該島和其他島嶼的所有權利、所有權和主張。

但在上述背景下，在日中和約談判進程中，並沒有就尖閣諸島的領土主權問題展開辯論。
沒有。

這意味著尖閣諸島在此之前被認為是日本領土的合法前提。

1885年外交部長的信，是清朝在建島過程中的文件之一。
確實有提到。

但是，日本政府承認清朝以尖閣諸島為領土，是無法解釋的。
..

相反，本文件假定尖閣諸島不屬於清朝，以及日本如何避免併入。
它表明您是否認真而認真地進行。

外相支持實地考察，意味著日本並不認為尖閣諸島是清朝的領土。
它清楚地顯示出來。

此外，內政大臣在1885年給外相的一封信中，顯示了尖閣諸島在清朝控制之下的證據。
說不是。

自 1885 年以來，日本政府通過沖繩縣機關等方式，對尖閣諸島進行了徹底的調查。
我已經。

通過這些調查，不僅尖閣諸島無人居住，而且沒有任何證據表明它們在中國清朝的控制之下。
已經被證實。

關於日本為中日戰爭前的領土整合做準備的其他重要事實是：

根據 1885 年 9 月 22 日和 11 月 5 日沖繩知事向內政大臣提交的報告，1885 年 10 月下旬對尖閣進行了調查。
沖繩縣是內政省命令的島嶼，其中包括從尖閣諸島租用的出雲丸巡邏船的調查。
進行了小島，然後向中央政府提交了報告。

1887年軍艦“金剛”號的離港記錄是由加藤中尉（航道調查隊）於同年6月從名和到尖閣諸島記錄的。
與（酋長）離開。

機上部門。在《日本水木雜誌》（1894年出版）中，加藤中尉1887年和1888年的實驗記錄（用於實地調查）
根據記錄），刊登了魚栗島等的概要。

1895年的內閣決定確實沒有公佈，但相信當時的內閣決定是公開宣布的。
據了解。

上述內閣決定後，日本公開行使尖閣諸島主權，中央政府和沖繩縣政府要求租地。
日本對這些島嶼擁有主權，包括發出實地調查的請求和許可。

根據國際法，沒有義務通知其他國家政府打算佔領無主地。

《開羅宣言》和《波茨坦宣言》是規定同盟國戰後和解基本政策的文件。包括中華民國
正如同盟國在這些宣言的開羅宣言中所說，尖閣諸島屬於“福爾摩沙（台灣）”。
沒有證據可以承認它包含在“所有人”中。

無論如何，由於戰爭而對領土的處置最終將通過和平條約等國際協定來解決。
增加。

就二戰而言，《舊金山和約》在法律上界定了戰後日本的領土。

《開羅宣言》和《波茨坦宣言》都對日本領土的待遇沒有最終法律效力。

根據《舊金山和約》第二條，日本在甲午戰爭後將台灣和澎湖劃歸中國。
放棄對群島的領土主權。

但是，尖閣諸島並沒有按照條約的規定被列入“福爾摩沙和澎湖列島”。
稻田。

這是基於《舊金山和約》第 3 條，其中美國實際控制了尖閣諸島，是南西松島群島之一。
因為我把它作為一個部門來行使。

1972年沖繩歸還日本時，也明確列入了行政權限歸還日本的範圍。
尖酸刻薄。

舊金山和約簽訂後，尖閣諸島成為日本領土。

但涉及的主要盟友：美國、英國、法國、中國（中華民國和中華人民共和國） 是
我不同意這個差距。

相反，在人民日報的一篇題為“人民之戰”的文章中，“美國在琉球群島的佔領”日期為 1953 年 1 月 8 日。
　在“我反對”中，中國在開羅宣言和波茨坦宣言中都違背當地人的意願，
他批評美國沒有決定佔領琉球群島。

文章稱，琉球群島由尖閣諸島等7個島嶼組成，屬於琉球群島的一部分。
它被認為是。

中國沒有簽署舊金山和約，但日本與中華民國（台灣）簽署了日中和約。
簽署後，日本被批准為中國政府。

日中和約符合舊金山和約第二條，日本處理台灣、澎湖列島等問題。
被批准放棄權利、所有權和主張，但在該條約的談判過程中，尖閣諸島日本的領土地位
那些沒有受到影響的島嶼從未被納入討論。

這意味著尖閣諸島在此之前被認為是日本領土的合法前提。
這意味著有。

此後，日本承認其為中國政府。

日中和約符合舊金山和約第二條，日本處理台灣、澎湖列島等問題。
他承認自己放棄了自己的權利、所有權和主張，但在談判這項條約的過程中，他成為了尖閣諸島的日本領土。
從未被觸及的島嶼從未被納入討論。

這意味著尖閣諸島在此之前被認為是日本領土的合法前提。
這意味著有。

此後，日本承認其為中國政府。

日中和約符合舊金山和約第二條，日本處理台灣、澎湖列島等問題。
被批准放棄權利、所有權和主張，但在該條約的談判過程中，尖閣諸島日本的領土地位
那些沒有受到影響的島嶼從未被納入討論。

這意味著尖閣諸島在此之前被認為是日本領土的合法前提。
這意味著有。

那些沒有觸及日本領土地位的問題沒有被討論。
做過。

這意味著尖閣諸島在此之前被認為是日本領土的合法前提。
這意味著有。

那些沒有觸及日本領土地位的問題沒有被討論。
做過。

這意味著尖閣諸島在此之前被認為是日本領土的合法前提。
這意味著有。

1968年秋，聯合國機構指出東海有石油資源的可能性，因此重點關注尖閣諸島。
聚集。

直到 1970 年代，中國政府和台灣當局才開始提出自己的主張。

在此之前，尖閣諸島根據《舊金山和約》第三條被納入美國控制的區域。
我從來沒有挑戰過我是的事實。

中國政府從來沒有明確解釋過為什麼不對這一事實提出質疑。

《舊金山和約》締結後對尖閣諸島的處理享譽國際，當時的中華人民共和國也是如此。
我永遠不能說我不知道。

事實上，1953 年 1 月 8 日的中國共產黨組織《人民日報》稱，“琉球群島人民反對美國占領的戰役”。
標題的文章明確包括琉球的尖閣諸島。

美國控制下的島嶼。此後，中華人民共和國在舊金山繼續和平直到 1970 年代。
他沒有質疑根據《公約》第 3 條將尖閣諸島納入美國控制區域的事實。它根本沒有解釋為什麼中國不反對它。

日本取得尖閣諸島主權與二戰無關。

二戰後在法律上劃定日本領土的《舊金山和約》及相關條約就是尖閣諸島。
我這樣做是假設該島是日本領土的一部分。

在根據舊金山和約作出決定之前，中國和台灣都聲稱對尖閣諸島擁有主權。
不能。

然而，在一項學術調查表明東海存在石油資源之後，尖閣諸島在 1968 年秋天引起了人們的關注。
中國政府和台灣當局開始就領土主權提出自己的主張。

1970年代的尖閣諸島之外。此外，中國在二戰後是國際化的，以證明其主張是正確的。
突然，他開始討論“二戰的結果”，彷彿日本扭曲了框架。

但是舊金山和平，決定了二戰對日本的結果的非常國際化的框架。
正是中國的行動反對基於條約的決定，對戰後國際秩序構成重大挑戰。

此外，容易將分歧歸咎於過去戰爭的態度是迴避問題本質的行為。這樣的狀態
我們認為，這個學位不僅沒有說服力，而且非常適得其反。

事實上，中方在2008年5月日中領導人簽署的聯合聲明中表示，“堅持日本和平國家的道路。
積極評價對日本和平與穩定的追求和貢獻。”

戰後60多年以和平方式，中國在世界討論“二戰的後果”
作為一個愛好和平的國家度過了戰爭後半期的日本，僅僅通過爭論也可以否定其正當主張。
我們也不能證明我們自己的主張。

從歷史事實和國際法的角度來看，尖閣諸島是否是日本領土的特有部分是值得懷疑的。
沒有空間。

事實上，尖閣諸島在日本的有效控制之下。

首先，尖閣諸島不存在領土主權問題。

日方上述立場是一致的，同意中方在尖閣諸島問題上“擱置”或“維持現狀”。
確實有。這是在雙邊外交正常化期間舉行的日中首腦會議上宣布的。
記錄中清楚地表明了這一點。

日方已多次向中方明確表明這一立場。

二戰結束後，根據舊金山和約第三條，尖閣諸島一直是南西松島群島之一。
它作為一個部門被置於美國的控制之下。

1972年，琉球群島和大東群島的日美協定（沖繩歸還協定）生效，尖閣諸島的行政權力移交給日本。
它被退回了。

1957 年 6 月 21 日，國務卿約翰·福斯特·杜勒斯在舊金山和平會議上與岸首相和艾未未發表的聲明。
正如美國總統岑豪威爾的聯合公報所明確表明的那樣，美國政府是日本的“剩餘主權”。
被錄取了。

此外，針對適用日美安保條約（日美安保條約）第5條，美國政府已宣布尖閣諸島。
1972年作為歸還沖繩的一部分被歸還日本，日本政府和日美安保條約遭到尖閣諸島的打擊。
適用於群島。

關於作為尖閣諸島一部分的久馬島和大正島，雖然中國開始宣稱對尖閣諸島擁有主權，但尖閣諸島
關於該島，其作為設施/地區的狀態沒有變化。

自1972年《日美陸軍地位協定》生效以來，日本一直由日本提供給美國。
裡面。

除上述情況外，還可以指出以下事實。

1968年8月3日，外交部宣布，台灣漁民頻頻侵入尖閣諸島周邊海域，非法登陸。
我向美國大使發出普通照會並提出請求。

美國政府應採取必要措施控制和規範入侵者，防止入侵再次發生。美方入侵
他回答說，採取了驅逐居民等措施。

尖閣諸島在中央情報局於1971年編寫並於2007年獲准出版的秘密情報報告中，普遍屬於琉球。
它被認為是一個大型球群島鏈的一部分，“並且”日本聲稱擁有主權。“

尖閣諸島很強大，證明所有權的責任似乎將落在中國人身上。

從歷史事實看，尖閣諸島是國際法規定的日本領土的特有部分，這是毫無疑問的。
插頭。

事實上，這些島嶼在日本政府的有效控制之下。

對於尖閣諸島來說，沒有領土主權問題需要解決。

日本政府取得尖閣諸島三島的所有權，不會與其他國家或地區產生任何問題。

另一方面，中國政府確實對尖閣諸島提出了自己的主張。

日本不同意這樣的說法，但日本政府表示，最近的所有權轉讓使尖閣諸島長期保持和平。
並出於穩定維護和管理的目的，直到1932年才轉讓所有權。
無非就是將所有權從私人公民手中歸還給政府。

日本政府繼續呼籲中國作為一個對東亞和平與穩定負有責任的國家。兩國之間
行事冷靜而不忽視整體關係的一方。

中國各地發生暴力反日示威，向日本外交使團投擲石塊和碎片，造成日本人受傷。
點燃、破壞或掠奪日本公司的設施是非常令人失望的。

機構。任何理由都不能容忍暴力，因分歧引起的不滿應該是和平的。
必須表達。

日方敦促中方確保日本公民和企業安全，充分賠償日本企業遭受的損失
對不起。